

# 里帰り先で 産後ケアを利用される皆様へ

令和8年度版

広島県外等の里帰り先で、産後ケア事業を利用された場合、利用料の償還払いを行います。  
(呉市で定める金額を上限とします。) ★2025年4月1日以降の利用が対象です。

## ご利用できる方

- \* 利用日時点で呉市に住民登録がある方
- \* 出産後12か月未満のお母さんとあかちゃん

## 対象の施設

- \* 自治体から「産後ケア事業」の委託を受けている施設  
(事前に確認させていただきますので、必ず利用前にご相談ください。)

## 産後ケアの内容

(例)産婦さんの心身の健康管理や生活面への相談  
あかちゃんの発育・発達、その他健康状態のチェック、相談  
乳房ケアや沐浴・授乳方法などの育児指導、育児相談など  
… ※利用施設が産後ケアとして実施している内容  
※医療行為等の治療は対象外です。

- 利用できる期間や、回数は呉市で定めるものと同様です。
- 利用施設が対応できる内容に限ります。
- 広島県内に里帰りする場合は、原則呉市と委託契約をしている施設を利用してください。利用できる施設については、呉市子ども家庭センターえがおにお問い合わせください。

種別	対象者	回数
宿泊型	呉市に住所を有し、産後1年未満で、産後の心身の不調、育児不安等がある方	県内・県外、各種別を合わせて7日以内
日帰り型 (1日)		
日帰り型 (半日)		
訪問型	呉市に住所を有し、産後1年未満で、産後ケアの利用を希望する方	

## 支給額

利用施設でお支払いされた金額と呉市に定める上限金額の  
いずれか低い方から、自己負担額を除いた金額を支給します。

種別	呉市の上限額	自己負担額
宿泊型	(1泊2日) 60,000円	(1泊2日) 7,500円
日帰り型 (1日)	(1日につき) 15,000円	(1日につき) 1,875円
日帰り型 (半日)	(1日につき) 7,500円	(1日につき) 900円
訪問型	(1日につき) 8,000円	(1日につき) 900円

\* 市民税非課税世帯・生活保護世帯のかたは、自己負担額が減免されます。(証明書の提出が必要です)

(裏面あり)

例えば… 県外の施設で日帰り型（7時間）を1日利用し、2万円支払った場合

利用料	A 呉市の上限金額
	15,000円
B 領収証の合計 (施設で支払った額)	20,000円



AとBのどちらか 低い金額	15,000円
自己負担額	1,875円
償還払支給額	13,125円

引く

## 利用方法

### 事前連絡

1. 利用予定日の原則2週間前までに、呉市子ども家庭センターえがおまで電話

\* 里帰り先や利用したい施設等を確認します。

(利用したい施設が決まっていない場合は、ご相談ください。)

呉市子ども家庭センターえがお ☎0823-25-3597

### 予約

2. ご自身で、利用を希望する施設の産後ケアを予約

### 事前登録

3. 償還払いの事前登録(電子申請)

### 利用・支払

4. 施設に産後ケアの利用料をお支払い

\* 施設へ直接、利用料をお支払いください。

\* 支払い金額が分かるもの(領収書など)を受け取ってください。

### 申請

5. 償還払いの申請

\* 必要書類をご準備の上、呉市地域保健課へ提出してください。(郵送可)

※提出期限：産後ケア利用日から1年以内

(必要書類)

①呉市産後ケア事業助成金交付申請書兼請求書

②県外等の施設で利用した産後ケアの領収書(あれば明細書も添付)

※必ず、施設で但し書きに「産後ケア利用料として」と記入してもらってください。

※整体、マッサージ、エステ及び産後ケアの対象でない兄や姉にかかる費用等は対象外です。

③口座番号がわかるもの(通帳、キャッシュカード)写し

④母子健康手帳(産後ケア事業の利用が分かるページ※P16)

### 通知・振込

6. 支給額の振り込み

※支給決定の場合、決定通知が届き、約1か月後に振込があります。

事前登録の  
電子申請は  
こちらから



〈問合わせ先〉呉市子ども家庭センターえがお

〒737-0041 呉市和庄1丁目2-13 すこやかセンターくれ3階 ☎0823-25-3597

〈償還払いの申請先〉呉市地域保健課

〒737-0041 呉市和庄1丁目2-13 すこやかセンターくれ5階 ☎0823-25-3540